

# 鳥取県公報

昭和二十六年十一月二日 金曜日  
第二千二百五十八号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

### 主要目次

- ◇規則 町村合併促進審議会設置規程制定  
土地の公用廃止
- ◇告示 古布庄村長候補者の資格確認申請期日指定  
完全給食の実施の承認
- ◇正誤 昭和二十六年九月県告示第四百十五号中訂正  
昭和二十六年十月選挙管理委員会規則第三、  
第四号中訂正

## 規則

### ◇鳥取縣規則第七十五号

鳥取県庁組織規程（昭和二十六年鳥取県規則第六十七号）  
第五條第二項の規定に基き町村合併促進審議会設置規程  
を次のように定める。

昭和二十六年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 町村合併促進審議会設置規程

（設置）

第一條 町村規模の適正化の促進及び必要な措置を調査、  
審議するため、地方事務所の管轄区域毎に町村合併促  
進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（名称）

第二條 審議会は、それぞれ郡の名称を冠して呼称する。

（所掌事務）

第三條 審議会は第一條の区域内の町村の自治能力を強  
化拡充し、財政難を打開し、行政能率を増進するため、  
知事の諮問に依りて、町村の規模の合理化の促進のた  
めの必要な措置を調査審議するとともに、その実現の  
ため関係町村に対して、これを勧奨するものとする。

(委員)

第四條 審議会は、委員若干名で組織する。  
 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。  
 3 委員は、非常勤とする。

(会長、副会長)

第五條 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選した者をもつて充てる。  
 3 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の庶務)

第六條 審議会の庶務は、地方事務所総務課で行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取縣告示第四百九十号

左記土地はその公用を廢止する。

昭和二十六年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

郡市	町村	大字	字	地先地番	面積
米子		車尾	東宮ノ前	一、三六七ノ一	〇、五一八
"		"	下前河原	一、三八二ノ一	〇、〇一七
"		"	"	一、三七九ノ一	〇、〇〇三
"		"	ハゼの木	一、四七〇ノ一	〇、〇二一

"	西伯	"	"	七人新田	一、四七二ノ一	〇、〇〇二
"	巖	"	"	石原新田	一、五〇三ノ一	〇、三一一
"	"	"	"	西古川尻	一、五二四ノ一	〇、三〇九
"	"	"	"	東古川尻	一、三七五ノ一	〇、六二四
"	"	上福原	西浜中	一、三七六ノ一	〇、〇一五	〇、三〇六
"	"	"	南浜中	一九〇ノ一	〇、三〇六	〇、三〇六
"	"	"	上新田	一七四ノ一	〇、三二四	〇、三二四
"	吉岡	"	上新田	一五九ノ一	〇、二〇五	〇、二〇五
"	"	"	三朝新田	三六五ノ三	〇、〇二二	〇、〇二二
"	"	"	"	三六八ノ一	〇、〇一八	〇、〇一八
"	"	"	"	三八二ノ三	〇、一一三	〇、一一三
"	"	"	中新田	一七二ノ一	〇、一〇八	〇、一〇八
"	"	"	"	一七八ノ一	〇、一〇五	〇、一〇五
"	熊党	"	井手ノ内	三八四ノ一	〇、〇一七	〇、〇一七
"	"	"	垣ノ内	三五八ノ一七	〇、一二七	〇、一二七
"	"	"	"	三五八ノ一八	〇、一〇六	〇、一〇六
"	"	"	天王寺	三五〇ノ一〇	〇、〇〇一	〇、〇〇一
"	"	"	四間割	二九九ノ一	〇、〇一	〇、〇一

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
上内河原	中内河原	"	下内河原	"	上外河原	"	下外河原	"	上石原開	中石原開	下三軒屋	"	砂田	大後	古井手	東六間割	六間割		
二二〇ノ一	二四四ノ三	二五九ノ一	二六三ノ一	六九八ノ三	七〇〇ノ三	六八六ノ四	六八六ノ三	七〇一ノ三	七〇九ノ三	七一三ノ三	一六二ノ一	一七一ノ一	一七〇ノ一	一七五ノ一	二三八ノ一	二五〇ノ一	二七六ノ一		
〇、一〇三	〇、一二八	〇、〇〇九	〇、〇〇七	〇、〇一四	〇、二二四	〇、〇二四	〇、一七	〇、〇〇三	〇、二〇四	〇、〇一八	〇、一六	〇、〇〇七	〇、〇〇三	〇、〇〇八	〇、〇〇九	〇、〇〇七	〇、〇二		

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
上老町田	"	下老町田	"	"	河崎	"	今河崎	六間割	桁ノ内	上三軒屋	"	"	"	"	"	南三軒屋	"	北三軒屋	
一一三ノ二	一二九ノ一	一八六ノ三	一八五ノ一	二六二ノ一	二六四ノ一	二七三ノ二	一五二ノ三	一五一ノ三	一二八ノ一	一五七ノ一	一八一ノ一	一九五ノ一	一九六ノ一	二〇一ノ一	二〇一ノ一	一七九ノ一	一七八ノ一		
〇、一〇〇	〇、二〇一	〇、一二七	〇、一一八	〇、〇二二	〇、〇二一	〇、一一四	〇、一一九	〇、六〇五	〇、三二六	〇、一一六	〇、〇〇六	〇、一〇三	〇、〇〇六	〇、二一九	〇、二〇一	〇、〇一三	〇、〇二三		

(関係図面は土木部管理課に保管)

◇鳥取縣告示第四百九十二号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡古布庄村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十六年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十六年十一月三日から

昭和二十六年十一月七日まで

◇鳥取縣告示第四百九十三号

昭和十八年二月厚生省告示第六十六号(健康保險法及船員保險法ノ規定ニヨル療養ニ要スル費用ノ額ノ算定方法)

〇・一一一一

に基く完全給食の実施を次の通り承認した。

昭和二十六年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設名	所在地	対	称	承認年月日	承認番号
北岡病院	東伯郡倉吉町	施設全部について		昭和二十六年八月一日	第十

正 誤

昭和二十六年九月十四日鳥取県告示第四百十五号中誤植があるので次の通り訂正する。

頁 行 番号	誤	正
6 1 3	八頭郡智頭町大字大屋字弥落治五七六ノ二四	八頭郡智頭町大字大屋字弥藤治五七六ノ二四

8	7	27	八頭郡智頭町大字河津原字ヨコ屋敷三六〇次二	八頭郡智頭町大字河津原字オコ屋敷三六〇次二
10	3	40	久米尙温	久米尙温
〃	4	41	久米尙温	久米尙温
〃	5	42	久米尙温	久米尙温
14	3	72	八頭郡智頭野大字西字塚字流し谷一、一八六ノ一八	八頭郡智頭町大字西字塚字流し谷一、一八八ノ一九

昭和二十六年十月十八日鳥取県公報号外の鳥取県選挙管理委員会規程のうち誤植があるので左の通り訂正する。

頁 條 項 誤

一 一 鳥取県選挙管理委員(以下委員会という。)

三 十 六 権限

四 十四 事務局長不在のときは

〃 附則 1 この規則は、公布日から施行する。

昭和二十六年十月十八日鳥取県公報号外の鳥取県選挙管理委員会委員長専決規程のうち誤植があるので左の通り訂正する。

頁 條 項 誤

五 一 四 届出書の処理に関する事項

〃 附則 この規程は

正

一 一 鳥取県選挙管理委員(以下委員会という。)

三 十 六 権限

四 十四 事務局長不在のときは

〃 附則 1 この規則は、公布の日から施行する。

届出書の処理に関する事項

この規則は